X	分	平成27年度	28	29	30
	基	330,000円	同左	同左	同 左
	産				
	控				
	除				
		控除額 330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶	同左	同 左	同 左
	配	者 380,000円 /控除対象配偶者の所得要件:			
所	偶	前年の合計所得金額が38万円以下であること。			
	者	(注) 扶養控除の見直しに伴い, 扶養控除及び配偶者控除に係 る同居特別障害者加算措置(加 算額23万円) を特別障害者控			
	控	除に係る同居特別障害者の加 算額に改組する。			
	除	(22年度改正において措置)			
	125				
得		最高 330,000円	同 左	同左	同左
		前年の合計所得1,000万円以下の 者について適用する。 控除対象配 偶者以外の配偶者の前年の合計 得金額に応じて以下のように控除 額を調整。			
		配偶者の所得 控除額 38~45万円未満 33万円			
		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$			
控	配	65~70 " 11 " 6"			
	偶	75~76 " 3 "			
	者				
	特				
	別				
除	控				
	除				
	120				

控 除 及 び 税 率

令和元年度	2	3	4	5
同 左	同左	前年の合計所得金額が2,400万円 以下である場合 430,000円 2,400万円超2,450万円以下である 場合 290,000円 150,000円 前年の合計所得金額が2,500万円 超である所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできない。 (30年度改正において措置)		同左
所得割の納税義務者の前年の合計 所得金額が900万円以下の場合 330,000円 (老人控除対象配偶者: 380,000円) 900万円超950万円以下の場合 220,000円 (老人控除対象配偶者: 260,000円) 950万円超1,000万以下の場合	同左	同 左 / 控除対象配偶者の所得要件: 前年の合計所得金額が48万円 以下であり、所得割の納税義 務者の前年の所得を額が1,000 万円以下であること。 (30年度改正において措置)	同左	同 左
110,000円 (老人控除対象配偶者:130,000円) (注) 前年の合計所得金額が1,000 万円を超える所得割の納税義 務者については、配偶者控除 を適用できない。 控除対象配偶者の所得要件: 前年の合計所得金額が38万円 以下であり、所得割の納税義 務者の前年の所得金額が1,000 万円以下であること。 (29年度改正において措置)				
所得割の納税義務者及び配偶者 特別控除の対象となる配偶者の前 年の合計所得金額に応じて,以下 のように控除額を調整。	同左	所得割の納税義務者及び配偶者 特別控除の対象となる配偶者の前 年の合計所得金額に応じて,以下 のように控除額を調整。		同左
①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 33万円以下 33万円以下 85~90 33 /90~95 31 /95~100 26 /100~105 21 /110~115 11 /115~120 /106 120~123 3 /1		①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 控除額 48~95万円以下 33万円 95~100~0 33 / 100~105 / 31 / 105~110 / 15 / 21 / 115~120 / 16 / 120~125 / 11 / 125~130 / 6 / 130~133 / 3 /		
②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合配偶者の所得 控除額 38~ 85万円以下 22万円 85~ 90		②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合配偶者の所得 控除額 48~95万円以下 22万円95~100 " 22 " 100~105 " 11 " 115~120 " 11 " 115~120 " 11 " 120~125 " 8 " 125~130 " 4 " 130~133 " 2 "		
		③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合配偶者の所得 控除額48~95万円以下 11万円95~100		

区	分	平成27年度	28	29	30
	配偶者特別控除(続)				
所	扶養控除	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 (注) 扶養控除の見直しに伴い、 扶養控除の見直しに伴い、 扶養控除の見直とに伴い、 大養性除び配偶者控除に係る同居特別障害者が算措置(加) 類額23万円)を特別障害者の加 除に係る同居特別障害者の加	同左	同左	同左
得		算額に改組する。 (22年度改正において措置) 控除額 ・障害者のうち,特別障害者に該当する場合 300,000円 ・扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合 530,000円 (22年度改正において措置) ・寡婦のうちの特別加算に該当する場合	同左	同左	同 左
控	障害者,寡婦(寡夫),ひ	(所得要件等) (1) 障害者 所得要件なし (2) 寡婦(寡夫) (4) 寡婦…夫と死別・離婚した養 養廃婦…夫と死別・離婚はた養 親族等を有する者か, たと養 別した後再婚していな者が, たと養 別した後再婚していな者 別した後再婚していな名を有し, 対で前年の者 (注) 扶養親族である子を有し, かつ, 円以下の者は, 特別加た 500万円以まと死別、特離婚した前 後再婚していな額等が所得。 後再婚していな額等が所得。 後再婚していな額等が所得。			
除(続)	とり親及び勤労学生控除	上の基礎控除の金額以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額500万円以下の者(3)勤労学生学生、生徒等のうち、前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者			

控 除 及 び 税 率(続)

令和元年度	2	3	4	5
③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合配偶者の所得 整除額 38~85万円以下 11万円 85~90			同左	同左
同 左	同左	控除額 同 左 /扶養親族の所得要件: 前年の合計所得金額が48万円 以下であること。 (30年度改正において措置)	同左	同左
控除額	同左	定該左が左が左に 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大	同左	同左

X	分	平成27年度	28	29	30
		雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円とのいずれか低い金額を超える金額	維損控除 同 左	同左	維損控除 同 左
所		医療費控除 医療費のうち、所得金額の5% 相当額と10万円とのいずれか低い 金額を超過する金額(最高200万円)	医療費控除 同 左		医療費控除 同左 (注)セルフメディケーション 税制 平成30年度から令和4年度 までの個人住民税に限り、所
	?	(注) 医療費控除の対象範囲に, 介護福祉士等が診療の補助と して行う喀痰吸引等に係る費 用の自己負担分を追加。 (24年度改正において措置)			得割の納税義務者が、前年中 に支払った自己又は自己と生 計を一にする配偶者その他の 親族に係るスイッチ〇TC医 薬品購入費のうち12,000円を 超える部分の金額(88,000円
	0				を限度) について, 前年中の 総所得金額等から控除。 (28年度改正において措置)
得	他	生命保険料控除 生命保険料控除を改組し、各保 険料控除の合計適用限度額を7万 円とする。	生命保険料控除 同 左		生命保険料控除 同 左
	0	(イ) 平成24年1月1日以後に締結 した保険契約等(新契約) ① 一般生命保険料			
控	所	~12,000円 の場合 支払保険料等全 額 12,001円~ 32,000円の 支払保険料等× 1/2+6,000円 場合			
1.1.	得	32,001円~ 支払保険料等× 56,000円の 1/4+14,000円 場合			
	控	56,000円超 28,000円 (一律) の場合 ① 介護医療保険料			
除	除	同 上 ① 個人年金保険料 同 上 (ロ) 平成23年12月31日以前に締結			
(続)		した保険契約等(旧契約) ① 一般の生命保険料 ~15,000円 支払保険料等全 の場合 額			
		15,001円~ 支払保険料等× 40,000円の 1/2+7,500円 場合			
		40,001円~ 70,000円の 場合支払保険料等× 1/4+17,500円			
		70,000円超 35,000円 (一律) の場合 回 個人年金保険料			
		回 個人年金保険料 同 上 (22年度改正において措置)			

控 除 及 び 税 率(続)

 令和元年度	2	3	4	5
同左	同左	維損控除 同 左	同左	同左
		医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税 制 [令和5年度分以後適用] 本特例の対象となる医薬品の範 囲等の見直しを行った上で,適用 期限を令和9年度まで延長。 (令和3年度改正において措置)		
		生命保険料控除 同 左		

X	分	平成27年度	28	29	30
所	その他のご	地震保険料控除 家屋又は家財について支払った 地震保険料等の金額の2分の1を 控除 (最高25,000円)。 (注) 平成18年末までに締結した 一定の長期損害保険契約につ いては従前の損害保険料控除 が適用可能(地震保険料控除 と合わせて最高25,000円)。	地震保険料控除 同 左	同左	地震保険料控除 同 左
控	所得控	社会保険料控除 支払額の全額	社会保険料控除 同 左		社会保険料控除 同 左
除(続)	除 (続)	小規模企業共済等掛金控除 ① 小規模企業共済契約に係る掛金 ② 確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金	小規模企業共済等掛金控除 同 左		小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 対象となる確定拠出年金 の個人型年金の加入者の範 囲に、企業年金加入者、公 務員等共済加入者及び第三 号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)
税		④ 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について(道府県) 1.2%(市町村) 1.6% 1,000万円を超える部分の金額について	同 左	同左	同 左 (注) 税額控除の割合等は,原則として,道府県民税:市民税=4:6だが,標準税率の割合同様に,指定都市の区域内に住所を有する者については,道府県民税:市民税=2:8となる。
	配	(道府県) 0.6% (市町村) 0.8% 団 証券投資信託の収益の分配に ついて			(29年度改正において措置)
額	当	(道府県) 0.6% (市町村) 0.8% (課税総所得金額が1,000万円を 超える部分について道府県 0.3%, 市町村0.4%)			
控	控	ただし、私募公社債等運用投資 信託の収益の分配、外国株価指数 に連動する特定株式投資信託の収 益の分配、特定外貨建証券投資信 託の収益の分配、特定投資信託又 は特定目的信託の収益の分配、投			
除	除	資法人の配当等及び特定目的会社 の配当等に係る配当所得,申告不 要制度により申告しなかった配当 所得は配当控除の対象とならない。			
		(注) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除所得の対象とならない。 (20年度改正において措置)			

控 除 及 び 税 率 (続)

令和元年度	2	3	4	5
同 左	同左	地震保険料控除 同 左 社会保険料控除 同 左 小規模企業共済等掛金控除 同 左	同左	同左
同 左	同左	同 左	同左	同 左

X	分	平成27年度	28	29	30
税	寄附金	① 地方公共団体以外に対する高 附金 住所地の都節金 イ会に対するの寄い本。 に対する寄田本。 に対する寄田本。 に対する寄附を のの寄いな。 に対する等所とした。 のでは、 のののと、 のののと、 ののでは、 のののとのに、 ののでは、 のののとのに、 ののでは、 のののとのに、 ののでは、 ののののののののとのに、 ののでは、 ののののののののののののでは、 のののののののののでは、 のののののののののでは、 ののののののののののののでは、 ののののののののののののでは、 ののののののののののでは、 ののののののののののでは、 のののののののののののでは、 ののののののののののののでは、 ののののののののののでは、 のののののののののののでは、 ののののののののののでは、 ののののののののののののののののでは、 のののののののののののののののでは、 のののののののののののののののののでは、 のののののののののののののののののののののののでは、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	同 左	① 同 左	同 左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税:市民税=4:6だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税:市民税=2:8となる。(29年度改正において措置)
額	控	を限度) する。 イ (寄附金-2千円) ×10% ロ (寄附金-2千円) × (90% - 0 ~ 45% (寄附者に適用される所得税の限界税率) ×1.021*) ※平成26年度から令和20年度までの措置。 (27年度改正において措置)			
控	住宅借入金等特別	平成26年4月から平成29年末までの間に居住の用に供し、住宅の対価等の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合①と②のいずれか小さい額① 所得税の住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税のに接際しきなかった額② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額等の7%(最高136,500円)を限度)[控除期間] 10年間(25年度改正において措置)なお、上記以外の場合の控除額の計算は左記に同じ。	(注)適用期限を令和3年12 月31日まで2年6月延長。(税制抜本改革法改正法(地	同 左 現行の居住者が満たすべき 要件と同様の要件の下で、非 居住者が住宅の新築取得等を した場合についても適用可能 とする。 (28年度改正において措置)	同 左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税:市民税 = 4:6だが、標準税率の函内 に住所を有する者については、道府県民税:市民税=2:8 となる。 (29年度改正において措置)
党	// // // // // // // // // // // // //	(注)適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 (27年度改正において措置)			

控 除 及 び 税 率 (続)

令和元年度	2	3	4	5
同左	① 同 左	① 同 左 (注) 個人が、指定行事場と ・ 出等により生じた入場と ・ 会等払戻請求権の全部 ・ 内にした場合には、預定 ・ 内にした場合には、では、 ・ 私戻請求権相にののの ・ 知知のいた。 ・ 知知のいた。 ・ ののは、 ・ できることとする。 ・ (新型コロナウイルる ための 地方税関係の臨時特例において措置)		同左
	② 地方公共団体に対する 寄附金 総務主を聴いた上で、公特別会の基準に適合さと地方財政を をあき見を聴いた上で、公特別会の対象として募集方公共別位を をするが象として募集方公共ので、 を、(ロ) (イ) の地品下公共団体 (ロ) (4) の地品下公共団体 で)返礼は、地方公共団体 ・返れ品のをして、担けでは、地方公共団体 ・返れ日のをも割し、 ・返れ日のもととし、 ・返れ日のをも割し、 ・返れ日のもととし、 ・返れ日のもととし、 ににおいて生産において指 にていてする。 にていず体 ・返れ日のもとをも割し、 ・返れ日のをも割し、 ・返れ日のなことを ・返れ日のなことを ・返れ日のなことにおいて指			
同 左	税率10%が適用される住宅 取得等に限る。)に係る入居 期間11~13年目についても、 所得税額から控除しきれない額を個人住民税から控除 する。 入居期間11~13年目の控 除限度額は、10年目までと同 様、課税総所得金額等の7% (最高136,500円)。	ついて、令和2年12月末まででに入居できなかった場でも、次の①へ③の要件を満たしま、次の①へ当即限内に能と、対場合には、地適用可では、一、本では、地道、大のと同様に適用では、中では、地域、大のと、東・東・東・東・東・東・東・東・東・東・東・東・東・東・東・東・東・東・東・	ついて、一定の期日まで信合に住宅の取得明日まで合に住宅の取得明日まで行った場合には、適用期限を令和4年12月31日居住分まで延長。(令和3年度改正において措置)(注)[令和5年度分以18年の日でまでの間に居住ののいずれかいないでまでの間にと②のいずれかいな会税がのの目が発験のしきない。	

区	分	平成27年度	28	29	30
税	所得割	道府県(標準税率) 一律4% 市町村(標準税率) 一律6% 所得税と個人住民税の人的控 除額の差に基づく負担増を調整 する減額措置を講じる。		同左	同左 (注)指定都市の標準税率は, 道府県民税は2%,市民税 は8%となる。 (29年度改正において措置)
率	均等割	道府県(標準税率) 1,000円 市町村(標準税率) 3,000円 (注)復興財源確保のため、平 成26年度から令和5年度ま では 道府県(標準税率) 1,500円 市町村(標準税率) 3,500円		同左	同左

⁽備考) 1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。 2. 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税 3. 所得割については、前年の所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円(昭和56年度〜昭和58年度27万円、昭和59年度及び昭和60年 32万円(昭和57年度〜平成2年度9万円、平成3年度15万円、平成4年度19万円、平成5年度25万円、平成6年度〜平成10年度30万円、平成11年度31万円、 令和3年度分以後の個人住民税の計算については、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額による

控 除 及 び 税 率 (続)

令和元年度	2	3	4	5
同左	同 左	同 左	同 左	同左
同 左	同左	同左	同左	同左

において適用されたものがそのまま適用される。

度29万円、昭和63年度31万円、平成7年度32万円、平成2年度~平成9年度34万円)を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には 平成12年度32万円、平成13年度~平成15年度36万円、平成16年度及び平成17年度35万円)を加えた金額以下である者は非課税である。なお、基礎控除等の見直しに伴い、 (30年度改正において措置)。